

連携強化加算（調剤基本料）の施設基準に係る届出書添付書類

連携強化加算の施設基準（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

| | | |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 第二種協定指定医療機関の指定を受けている。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 新型インフルエンザ等感染症等の発生時における体制の整備について | |
| | ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。） | <input type="checkbox"/> |
| | イ 個人防護具を備蓄している。 | <input type="checkbox"/> |
| | ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備している。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 災害の発生時における体制の整備について | |
| | ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。） | <input type="checkbox"/> |
| | イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制がある。 | <input type="checkbox"/> |
| | ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制がある。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会・研修・訓練等に参加するよう計画を作成・実施している。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成し、当該保険薬局の職員に対して共有している。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、自局及びグループによる周知。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 「6」に係る薬局に係る地域での周知の方法（該当する項目に✓する） | <input type="checkbox"/> 地域の行政機関を通じて周知している。 <input type="checkbox"/> 地域の薬剤師会等を通じて周知している。 |
| 8 | オンライン服薬指導の実施要領に基づき、通信環境の確保及び研修の実施がされていること。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売している。 | <input type="checkbox"/> |
| 以下は、特別調剤基本料 A を算定している保険薬局のみ記載すること。 | | |
| 11 | 特別な関係を有している保険医療機関が外来感染対策向上加算又は感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関でないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 特別な関係を有している保険医療機関名 | |

[記載上の注意]

- 1 令和6年3月31日において現に調剤基本料の連携強化加算の施設基準に係る届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31日までの間に限り、「1」及び「2」を満たしているものとみなす。
- 2 「11」及び「12」は特別調剤基本料Aを算定する保険薬局が届出を行う場合に記載すること。
- 3 「11」の外来感染対策向上加算とは、医科点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及びA001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算、感染対策向上加算とは、医科点数表の区分番号A234-2及び歯科点数表の区分番号A224-2に掲げる感染対策向上加算を指す。